

地域計画

策定年月日	令和7年3月3日
更新年月日	— (—)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	和泊町 (46533)
地域名 (地域内農業集落名)	上手々知名字 (上手々知名)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	70.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	70.8 ha
② 田の面積	0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	70.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.45 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	20.55 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	5.53 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本地区は、市街地近郊で、一筆ごとのほ場面積は狭いものの、サトウキビ、バレイショ、飼料作物、花き(キク、ソリダゴ、グラジオラス等)サトイモ、ニンニク等多品目が作付けされ、今後中心となる経営体数は10人程の地区である。また、規模拡大意向農家のアンケート調査では、将来において0.45haの農地が足りない状況である。
課題は、高齢化が進むため、集落の活性化対策が必要である。
主な作物:サトウキビ、バレイショ、飼料作物、花き(キク、ソリダゴ、グラジオラス等)サトイモ、ニンニク

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

サトウキビ、バレイショ、飼料作物、サトイモ、ニンニク等の生産は行われるものの、花きの品目生産継続は困難である。一方、新たにサツマイモ等の生産が開始されている。高齢化が進み、集落活性化を図るためにも、後継者等の新規就農者の確保、機械化、農地の集約化、キジによる鳥獣害被害対策が必要である。また、地域内個人間での受委託を行うなど地域全体で地域農業を維持していくことをメインとするが、地域外からも農地利用者を確保できる体制構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	49.69	%	将来の目標とする集積率
			77.3 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は5箇所、平均14.1ha(令和6年度時点)			
団地数の維持及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。併せて、農業の生産効率の向上や農地の集約化を図るため和集落において、農業委員等を活用し農地の情報(耕作者等)を得るなど、農地の利用権を交換できる人間関係の構築に取り組む。また、集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者(法人を含む)が担うほか、後継者等の新規就農者の確保や地域担い手への農地集積をメインとしながら、可能な限り地域内で農地を利用する者を確保することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的にはあるが集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地整備事業等を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のため必要箇所への基盤整備等を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
町や県、JA等と連携し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
地域内にあるサトウキビハーベスタ組合による農作業受託をはじめ、個人間での農作業受委託を進め、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①キジの被害を防止するために、駆除や防護ネット等の設置を行い、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②市街地近郊であることを考慮し、完熟堆肥の適正施肥による臭気防止や、減農薬に取り組む。

③ドローン等スマート機器利用による農作業の負担軽減に取り組む。

⑦水・土・里サークル事業を活用して、環境保全と農地管理に努める。

⑧担い手の営農や農業者の利用状況等を考慮の上、農業用施設の設置を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		収穫	サトウキビ
2		収穫	サトウキビ
3		収穫	サトウキビ
4		収穫	サトウキビ
5		収穫	サトウキビ
6		収穫	サトウキビ
7		収穫	サトウキビ
8		収穫	サトウキビ
9		収穫	サトウキビ
10		収穫	サトウキビ
11		収穫	サトウキビ
12		収穫	サトウキビ
13		収穫	サトウキビ
14		収穫	サトウキビ
15		収穫	サトウキビ
16		収穫	サトウキビ
17		収穫	サトウキビ
18		収穫	サトウキビ
19		収穫	サトウキビ
20		収穫	サトウキビ
21		収穫	サトウキビ
22		収穫	サトウキビ
23		収穫	サトウキビ
24		収穫	サトウキビ
25		収穫	サトウキビ
26		収穫	サトウキビ
27		収穫	サトウキビ
28		管理作業一式	サトウキビ
29		調苗及び植付け	サトウキビ

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。